

No.1 ○豊明市議会定例会会議録(第6号)

平成19年6月22日

1. 出席議員

1番	毛 受 明 宏 議員	2番	近 藤 郁 子 議員
3番	中 村 定 志 議員	4番	杉 浦 光 男 議員
5番	榊 原 杏 子 議員	6番	山 盛 左 千 江 議員
7番	三 浦 桂 司 議員	8番	平 野 龍 司 議員
9番	山 田 英 明 議員	10番	石 橋 敏 明 議員
11番	平 野 敬 祐 議員	12番	村 山 金 敏 議員
13番	前 山 美 恵 子 議員	14番	一 色 美 智 子 議員
15番	松 山 廣 見 議員	16番	安 井 明 議員
18番	堀 田 勝 司 議員	19番	坂 下 勝 保 議員
20番	矢 野 清 實 議員	21番	月 岡 修 一 議員
22番	石 川 清 康 議員		

2. 欠席議員

17番 伊 藤 清 議員

3. 職務のため出席した議会事務局職員の職、氏名

議会事務局長	川 村 敏 治 君	次長兼議事課長	神 谷 清 貴 君
議事担当係長	成 田 宏 君		

4. 説明のため出席した者の職、氏名

市 長	相 羽 英 勝 君	副 市 長	石 川 源 一 君
収 入 役	辰 野 勝 五 君	教 育 長	青 木 三 芳 君
企画部長	宮 田 恒 治 君	総務部長	山 本 末 富 君
市民部長	後 藤 学 君	健康福祉部長	寺 畠 正 男 君
経済建設部長	山 崎 力 君	出納室長	野 村 義 二 君
消 防 長	近 藤 和 則 君	教育部長	野 田 誠 君
総務部次長 兼総務課長	平 野 隆 君	市民部次長 兼環境課長	柴 田 二三夫 君

健康福祉部次長 兼高齢者福祉課長	濱 嶋 義 和 君	経済建設部次長 兼下水道課長	高 橋 芳 行 君
企画政策課長	横 山 孝 三 君	財政課長	加 藤 隆 之 君
代表監査委員	山 崎 榮 一 君	監査委員事務局長	近 藤 伸 之 君

5. 議事日程

- (1) 議案第 33 号 工事請負契約の締結について(校舎増築等工事)の訂正の件
- (2) 諸報告
- (3) 委員長報告・同質疑・討論・採決
議案第 33 号 工事請負契約の締結について(校舎増築等工事)
議案第 34 号 豊明市税条例の一部改正について
議案第 35 号 豊明市都市計画税条例の一部改正について
議案第 36 号 豊明市有料駐車場条例の一部改正について
議案第 37 号 豊明市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正について
議案第 38 号 豊明市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
議案第 39 号 平成 19 年度豊明市一般会計補正予算(第1号)について
議案第 40 号 平成 19 年度豊明市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について
議案第 41 号 平成 19 年度豊明市有料駐車場事業特別会計補正予算(第1号)について
- (4) 議会閉会中における各常任委員会の継続調査について

6. 本日の会議に付した案件

- (1) 議案第 33 号の訂正の件
- (2) 諸報告
- (3) 委員長報告・同質疑・討論・採決
議案第 33 号から議案第 41 号まで
- (4) 議会閉会中における各常任委員会の継続調査について
- (5) 動議第2号 特別委員会の設置及び議会閉会中の継続審査について
- (6) 特別委員会の委員の選任について
- (7) 動議第3号 全国都市問題会議抜け出し問題調査特別委員会の設置及び議会閉会中の継続審査について

午前10時開議

No.2 ○議長(堀田勝司議員)

皆さんおはようございます。

ただいまの出席議員 21 名でございます。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、17番 伊藤 清議員より欠席の届けが出ておりますので、報告をいたします。

また、本日の議会開会に当たり、報道関係者より写真撮影、テレビ収録の申し出があり、冒頭の部分のみこれを許可いたしましたので、ご承知おきください。

暫時、休憩といたします。

午前10時1分休憩

午前10時2分再開

No.3 ○議長(堀田勝司議員)

休憩を解き、休憩前に引き続き会議を進めます。

本日の議事運営につきましては、あらかじめ議会運営委員会でご協議をいただいておりますので、その結果を副委員長より報告を願います。

松山議会運営副委員長。

No.4 ○議会運営副委員長(松山廣見議員)

皆さんおはようございます。

議長よりご指名がありましたので、議会運営委員会の審議結果についてご報告を申し上げます。

本日、伊藤委員長が欠席されておりますので、かわって私から報告をさせていただきます。

本日、午前9時30分より委員会を開催し、本日の議事について協議をいたしました。その結果、当局より議案第33号に係る訂正の申し出がありましたので、本日の日程に組み入れ、その承認について議長から諮られる予定であります。

なお、総務文教常任委員長より承認の後に委員会を開催する旨の申し出がありますので、休憩中に総務文教常任委員会を開催する予定であります。

さらに、議員から動議第2号の提案がありましたので、本日の予定議事の終了後に日程に追加することといたしました。

以上で議会運営委員会の報告を終わります。

No.5 ○議長(堀田勝司議員)

ご苦労さまでした。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付をいたしました議事日程表に従い会議を進めます。

日程1、議案第33号 工事請負契約の締結について(校舎増築等工事)の訂正の件を議題といたします。

理事者より訂正理由の説明を求めます。

山本総務部長。

No.6 ○総務部長(山本末富君)

それでは、ご説明いたします。

議案第33号の訂正表がお手元に配られておりますので、ごらんになってください。

請負契約者でございます株式会社塩浜工業から入札参加資格の変更届が出され、6月15日に本市はその内容を確認いたしました。

訂正前、名古屋市守山区小幡南三丁目5番2号 株式会社塩浜工業 名古屋営業所 所長 柏本隼太郎を、訂正後、名古屋市熱田区比々野町63番地の1 カツミビル2階 株式会社塩浜工業名古屋支店 支店長 柏本隼太郎に変更するものでございます。

以上でご説明を終わります。

No.7 ○議長(堀田勝司議員)

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第33号の訂正の件は、お手元に配付いたしました訂正表のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.8 ○議長(堀田勝司議員)

ご異議なしと認めます。よって、議案第33号については、豊明市議会会議規則第19条の規定により、訂正表のとおり訂正することを承認いたします。

以上で日程1を終わります。

ここで、ただいま訂正されました議案第33号を審議するため、総務文教常任委員長より委員会開催の申し出がありますので、暫時休憩といたします。

午前10時6分休憩

午前10時30分再開

No.9 ○議長(堀田勝司議員)

休憩を解き、休憩前に引き続き会議を進めます。

日程2、諸報告に入ります。

経済建設常任委員会に付託しておりました陳情第1号について、お手元に配付いたしましたとおり、委員会報告書が提出されておりますので、その審議結果について委員長より報告を願います。

石橋経済建設常任委員長、登壇にて報告を願います。

No.10 ○経済建設常任委員長(石橋敏明議員)

それでは、議長のご指名をいただきましたので、経済建設常任委員会に付託されました陳情第1号 日豪EPA/FTA交渉に対する陳情についての審議結果を報告いたします。

去る6月18日開催されました経済建設常任委員会において、同陳情を審議いたしました。

当局による経過状況等の説明は特になく、質疑に入りました。

主な質疑の内容としては、自由貿易協定と経済連携協定の交渉は国でやることに決まっているかの質疑に対し、国の関係であるので公表されると思う。

また、WTOはあらゆる国との協定のため、時間がかかると思うが、EPA、FTAは関係の国で協定を結ぶことから短時間で済む。今後進むかに対して、EPA、FTAは相手国と直接交渉する。WTOは時間がかかるので、今後国の動向を注視していきたい。

これにて、質疑を終結し討論に入りました。

討論では、昨年12月に日豪首脳の電話会談により経済連携協定が合意されたが、主要4分野だけでも8,000億円の打撃で、農業施策に大きな打撃が懸念されるので、陳情者の願意を汲んで趣旨採択とする。

日本の受給率は40%で、この交渉によって30%以下になってしまう。消費者の側からも大干ばつで輸入がストップするなどの打撃がある。本市も意見書の提出などを考慮されるよう採択をしたいとの討論がありました。

これにて、討論を終結し採決に入りました。

採決の結果、賛成多数により陳情第1号は趣旨採択とすべきものと決しました。

以上、経済建設常任委員会の報告を終わります。

No.11 ○議長(堀田勝司議員)

ご苦労さまでした。

ただいま報告されました陳情第1号について採決に入ります。

陳情第1号に係る委員長の報告は趣旨採択であります。

本陳情は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

No.12 ○議長(堀田勝司議員)

賛成多数であります。よって、陳情第1号は委員長報告のとおり趣旨採択と決しました。以上で日程2を終わります。

日程3、委員長報告・同質疑・討論・採決に入ります。

議案第33号から議案第41号までの9議案を一括議題といたします。

各委員会に付託しておりました議案について、お手元に配付をいたしましたとおり、各委員会から報告書が提出されておりますので、その審議結果についてそれぞれ各委員長より報告を願います。

初めに平野総務文教常任委員長、登壇にて報告を願います。

No.13 ○総務文教常任委員長(平野敬祐議員)

議長よりご指名をいただきましたので、総務文教常任委員会に付託されました議案の審議内容と結果についてご報告を申し上げます。

6月14日午前10時より、そして本日22日午前10時10分よりの2回にわたり、総務文教常任委員全員と市長以下関係職員出席のもと、付託議案を審議いたしました。

6月14日、最初に議案第33号 工事請負契約の締結について(校舎増築等工事)を議題といたしました。また本日、議案第33号について提案の訂正部分についてを議題といたしました。

14日の委員会では、理事者の説明の後、質疑に入りました。

主な質疑と答弁は、制限付き一般競争入札の制限とは何かの問いに、制限の内容の主なものとしては、建設業法の規定に基づく特定建設業の資格、経営総合評価値、元請施工実績を持つ等の要件があるが、それらの制限の中で一般競争入札を行った。落札者は要件にすべて合致した。

入札状況はの問いに、入札額は株式会社塩浜工業が3億4,900万円、以下3億6,900万円徳倉建設、3億7,580万円伊藤工務店、3億7,970万円山旺建設、4億420万円角文建設、4億450万円大井建設、4億530万円近藤組、4億630万円飛鳥建設の答えがありました。

校舎増築と仮設との割合はどうかの問いに、増築工事が3億2,460万7,479円、解体工事が3,528万1,676円、仮設工事が656万845円。

予算措置についての問いに、全体計画では4億6,904万9,000円、当初予算で19、20年度の継続費で総工事費の4割と6割に分けて建設を行う。

国庫補助について、補助額が少なくないか、児童数の推移はどうか、普通教室の9室についてどうかの問いに、国庫補助について整備資格面積という縛りがあり、その年のクラス数に基づき申請している。県単価を掛け、その2分の1、その4割分で算定されている。当初予算の概要での説明の3,300万円は耐震補強の800万円を含む。国庫補助は19年

度 2,500 万円で、20 年度 3,750 万円の合計 6,250 万円を予定している。児童数のピークは 19 年度がピークと推測している。

多目的スペースはの問いに、3室ある。

着工してからの変更はないかの問いに、設計が優先するが、変更もあり得る。

エレベーターが廊下に直面しているが、安全面で考慮してあるかの問いに、3階以上はエレベーターという決め事がある。このエレベーターは荷物用と身障者用である。安全面については最大限配慮します。

多目的スペースは必ず必要なものか。国庫補助の対象にならない部分の面積は幾らかの問いに、資格面積は5月1日現在のクラス数により算出される。保有する面積を引いたものが補助対象面積となる。1,500 平方メートルほどが超過するが、9教室をつくる必要があり、それにプラスして多目的スペースが必要であると判断した。それは市単独事業です。

バリアフリーであるかの問いに、必要最小限バリアフリーです。

内装工事をしないままで、いつから使えるかの問いに、児童館については 20 年度に内装工事を実施する予定と聞いている。

応札率についての問いに、85.8%。

これにて、質疑を終結し討論に入りました。

沓掛小学校の教室不足は承知していたところである。多目的スペースの設置についても感謝する。安全に留意して工事を進めるよう要望して賛成するとの討論がありました。

討論を終結し採決に入りました。

議案第 33 号は全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

本日、2回目の総務文教常任委員会を招集し、議案第 33 号のうち訂正部分を議題とし、理事者の説明を省略し、質疑に入りました。

主な質疑は、訂正部分の本市の確認についての問いに、6月 14 日に県届け出。本市確認が6月 15 日との答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全会一致にて議案第 33 号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以降は、14 日の委員会の報告となります。

議案第 34 号 豊明市税条例の一部改正についてを議題といたしました。

理事者の説明の後、質疑に入りました。

固定資産については、従来にも規定があったのではないかの問いに、固定資産については、できる規定を準用して課税をしてきた。今回、明文化をして規定の整備をするものである。

信託法関係について、新たに対象となるものの把握をしているか。固定資産について、市が有償、無償で借りているものがあるが、その影響はどうかの問いに、法人市民税関

係は個人が信託を受けた場合であり、申告義務が発生するので、その時点で判明することになる。個人が市内で事務所を持って信託事業を行うことの推測まではできない。固定資産については、市が有償で借りていれば課税となる。

ここで、質疑を終結し討論に入りましたが、討論はなく、採決に入りました。

議案第 34 号は全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 35 号 豊明市都市計画税条例の一部改正についてを議題としました。

理事者の説明の後、質疑に入りました。

本案件については、郵政公社民営化によるものと聞かされた。地方税法 349 条の3の 38 項が追加されました。固定資産については、課税標準額の2分の1にすることになるが、このことを措置する内容と答弁がありました。

これにて、質疑を終結し討論に入りましたが、討論はなく、採決に入りました。

議案第 35 号は全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 38 号 豊明市消防団員等公務災害補償条例の一部改正についてを議題といたしました。

理事者の説明の後、質疑に入りましたが、質疑はなく、討論に入りました。

討論もなく、採決に入りました。

議案第 38 号は全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 39 号 平成 19 年度豊明市一般会計補正予算(第1号)のうち、本委員会所管部分についてを議題としました。

理事者の説明の後、質疑に入りました。

基幹系電算システム全体について契約はいつか。その準備はいつから行うか。関連して、総事業費の内訳はどうか。基幹系の更新時に窓開き封筒の改善をすると聞いているがの問いに、契約は 10 月を予定している。ほぼ1年前から職員で検討してきているが、7、8、9月の3カ月間を準備期間として移行したい。総事業費について一つの例としては、税務電算機器の内訳の中に入れ込んであり、それらの合計がその数字になる。窓開き封筒については統一したいと考えている。

内訳を個別で把握していないということか、土地評価計算委託料はGISではないのか。徴収計算委託料は当初予算の追加か。選挙人名簿等作成委託料の減額は毎年浮いてくるのか。また機器借上料は1回限りかの問いに、総事業費については個々の積算をしているが、共通経費の中で一式となっている。土地評価計算委託料は新システムがGISと連動するので、そのセットアップ費用と保守費用である。徴収計算委託料は後期高齢者関連の費用。選挙人名簿等作成委託料については、今後必要なくなりますが、機器等借上料は残り2回分のことで、1年分かかるので、この2倍分が必要。

リース料はトータルでどうなるか。史跡等環境整備工事費の沓掛城址公園トイレ改修は、放火で保険がおりることは確定しているか。防犯対策はどうかの問いに、委託からリースにすることにより、年額は差し引きをすると増える。新システムでは定時登録のほか

に選挙時登録もでき、選挙執行費で予算計上するが、名簿作成委託料が浮いてくる。沓掛城址公園トイレは保険がおりにように事務を進めている。愛知警察署にパトロールを依頼した。

OA機器借上料等があるが、すべてがリースなのか。ソフトの開発、修正等は内部でできないのかの問いに、電算関係はソフト、ハードともリースをしている。開発、修正はエンジニアレベルの職員がいないので行っていない。エンジニアを2人専門で配置すれば賄えるのではないのか。その予定はどうか。6月補正のメリットはあるのかの問いに、基幹系業務は2人で更新できる量ではない。6月補正のメリットは、新システムは新制度との連携ができ、拡張性があるということ。自庁処理ができるので、委託金額が削減できるという2点が上げられる。

委託金額で削減できる金額はどの程度かの問いに、480万円ほどを見込んでいます。

選挙管理事業について、国・県の選挙は委託金が歳入に上がってくる。それでも見合うのか。システム導入のメリットは金額的には差がないが、選挙時の期日前投票もあり、データのやりとりが迅速にでき、作業も少なくて済む。

繰越金について、翌年の額はどうか。史跡等環境整備工事費で、その内容はトイレ改修とのこと。こうした説明はわかりやすくできないのかの問いに、当初予算の中に史跡等環境整備工事費という説明があるので、これを引用した。18年度の繰越金は約7億2,000万円弱を見込んでいます。

共通経費の内訳があるのではないのかの問いに、個々に共通経費を持っている。

これにて、質疑を終結し討論に入りました。

基幹系電算システムについて、6月補正で経費のメリットが出るとの説明なので、賛成する。

賛成するが、経費的メリットがあるのかないのかがわからない説明であった。きちんと数値を示すことが必要であることを要望し、賛成する。

これにて、討論を終結し採決に入りました。

議案第39号のうち本委員会所管部分については、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で報告を終わります。

No.14 ○議長(堀田勝司議員)

ご苦労さまでした。

続いて山田厚生常任委員長、登壇にて報告を願います。

No.15 ○厚生常任委員長(山田英明議員)

それでは、議長のご指名がありましたので、厚生常任委員会に付託されました議案についての審議経過と審議結果をご報告いたします。

平成 19 年 6 月 15 日 午前 10 時より全厚生常任委員と市長並びに関係職員出席のもと、委員会を開催いたしました。

最初に、議案第 39 号 平成 19 年度豊明市一般会計補正予算(第 1 号)のうち、本委員会所管部分についてを議題といたしました。

理事者の説明の後、質疑に入りました。

主な質疑は、住民記録電算処理事業の電算機器等使用料、児童福祉事務事業の電算機器等借上料、保険料徴収資料等作業業務の機器借上料の内容はの質疑に対して、設計、加工、データ移行、システム保守で、半年間分の費用であり、5 年リースの総額は 10 倍程度の経費となり、従来のシステムを移行するもので、加工費が 3 分の 1、データ移行が 3 分の 1 であるとの答弁がありました。

リース料についての根拠はの質疑に対して、1 万人弱が対象で、異動が 7,000 人、履歴の移行チェック等がかなりの量となり、全庁的に企画政策課で示してもらいましたとの答弁がありました。

また、データ移行の件数、契約時期、テストの時期はの質疑に対して、件数については、住民記録で 6 万 8,000 件から 7 万件。印鑑登録はその半分。履歴、免除申請等々で 1 万 7,000 件。支給児童が 7,045 名。4,189 世帯の積算であり、契約時期、テストの時期については、10 月 1 日稼働を考慮して、その前にテストは十分時間をとっていくとの答弁がありました。

ここで、質疑を終結し討論に入りました。

賛成します。全体を把握することができないところを見直してほしい。

ここで、討論を終結し採決に入りました。

予算執行に際し、有効な税金の使い方をお願いして賛成としますとの討論がありました。

採決の結果、議案第 39 号のうち本委員会所管部分については、全会一致により可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第 40 号 平成 19 年度豊明市国民健康保険特別会計補正予算(第 1 号)についてを議題としました。

理事者の説明の後、質疑に入りました。

基幹システムからデータを後期高齢者に流すときの説明を、また改正のいきさつはの質疑に対して、国がシステムを開発したので、各県がカスタマイズする中で市町村が協議し、料金徴収システムは当初で計上したが、後期高齢者のシステム開発が遅れ、今回の補正となりましたとの答弁がありました。

天引きについて、この時期に行わなければならないのか。低所得者にも影響する点は等々の質疑に対して、対象者は 6,000 人で、そのうち 5 割が該当し、年金額 2 分の 1 以内を天引きし、18 万円未満は天引き対象としないデータづくりを行い、法令にも前期高齢者について明確に明示されていますとの答弁がありました。

ここで、質疑を終結し討論に入りました。

2分の1ルールがあり、減免を運用し、天引きが生活に影響しないよう、相談を充実してほしいとの要望を付して賛成としますとの討論がありました。

ここで、討論を終結し採決に入りました。

採決の結果、議案第 40 号は全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で厚生常任委員会に付託されました議案について、審議経過と審議結果の報告を終わります。

No.16 ○議長(堀田勝司議員)

ご苦労さまでした。

続いて石橋経済建設常任委員長、登壇にて報告を願います。

No.17 ○経済建設常任委員長(石橋敏明議員)

議長のご指名をいただきましたので、経済建設常任委員会に付託されました案件について審議結果をご報告いたします。

去る6月 18 日午前 10 時より全委員及び市長以下関係職員出席のもと、委員会を開催し、全案件を原案どおり可決すべきものと決しましたので、ご報告をいたします。

以下、議案に従って審議結果を申し上げます。

初めに、議案第 36 号 豊明市有料駐車場条例の一部改正についてを議題といたしました。理事者の説明の後、質疑に入りました。

1台 8,000 円の根拠はの質疑に対し、周辺の砂利、未舗装の民間駐車場と比較、参考にした。

場所が同じような民間駐車場との比較かの問いに対し、前後駅南の数箇所の民間駐車場の 9,000 円から 5,000 円の単価を参考にしたとのこと。

以上、質疑を終結し討論に入りました。

討論では、ほおっておけば雑草が生えるので、維持管理の面からも有効利用であり、市民の利便にも供するので賛成。

ほかに討論はなく、討論を終結し採決に入りました。

採決の結果、議案第 36 号は全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 37 号 豊明市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正についてを議題といたしました。

理事者の説明の後、質疑に入りました。

当該計画地区内の同意率はの問いに対し、515 軒のうち 433 軒、約 84%が同意している。

現状で不適格建築物はあるかの問いに、ありませんとの答弁。

以上、質疑を終結し討論に入りました。

建築協定は全員の同意が必要であり、建築協定では限界があるので、現在の住環境を維持発展させるには、地区計画が最大の効果と思い、賛成する。

現在の住民が自己の権限を制限してまでも同意されたことに敬意を表する。現在の住環境が守られるように期待して賛成する。

以上、討論を終結し採決に入りました。

採決の結果、議案第 37 号は全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第 41 号 平成 19 年度豊明市有料駐車場事業特別会計補正予算(第 1 号)についてを議題といたしました。

理事者の説明の後、質疑に入りました。

質疑はなく、討論に入りました。

討論はなく、採決に入りました。

採決の結果、議案第 41 号は全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で本委員会に付託されました案件の審議結果の報告を終わります。

No.18 ○議長(堀田勝司議員)

ご苦労さまでした。

以上で委員長報告を終わります。

これより、ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

(進行の声あり)

No.19 ○議長(堀田勝司議員)

以上で委員長報告に対する質疑を終結し、討論・採決に入ります。

初めに、議案第 33 号については討論の通告がありますので順次、発言を許可いたします。

初めに、近藤郁子議員。

No.20 ○2番(近藤郁子議員)

議案第 33 号につきまして賛成討論を申し上げます。

私自身、この春まで沓掛小学校PTAの一員でもありましたので、児童数の増加により教室数が不足している現状や、木造校舎の耐震については保護者のみならず、地域住民の最大の関心事であると認識しております。新校舎の建設によりそれらの問題が解消されることはもとより、多目的スペースや児童館の増設、バリアフリーの要素も取り入れられ、新しい時代にふさわしい校舎づくりであると評価いたします。

しかしながら、今回の沓掛小学校の増築等工事は、予算価格を2年前の中央小学校改築工事請負率の97.8%を大きく下回る85.8%で落札されたことにつきましては、品質的なものに影響がないか、完成後に不備が出ることはないか、子どもの視点を持って細心の注意を払い、万全を期して追加工事等がないよう、現段階より検討していただくことを要望いたします。

工期中は、校内もかなり制限されることと思いますが、安全遵守をしていただき、その間にあっても子どもたちの活動が少しでも伸びやかにできますよう工夫いただきますことを、あわせて要望いたします。

新校舎が木造校舎同様、子どもたちを始め地域住民にも長く愛される校舎になることを願って、賛成討論といたします。

No.21 ○議長(堀田勝司議員)

続いて、前山美恵子議員。

No.22 ○13番(前山美恵子議員)

議案第33号 工事請負契約の締結について賛成の討論をいたします。

沓掛小学校の校舎増築工事にあわせて、地下1階に児童クラブ室が建設されることになりました。沓掛小学校区域の児童の増加に伴い、北部児童館の児童クラブが大規模化の傾向にあり、また学校から遠いなどの問題もあり、かねてより改善が求められており、私も質問をしましました。

学童保育で児童の安全性を考えると、学校内での保育が適していることは当然であります。とはいっても、ここに至るまでにさまざまな制約も絡んできたことと思います。各担当課同士の打ち合わせについても、多くの時間を要したことも推察でき、ご努力に敬意をあらわすものです。

さて、今回の校舎と児童クラブ室が同じ棟で併設されることから、2階以上で授業をする児童の妨げにならないよう、十分な設備をしていただくようここに求めて、賛成といたします。

No.23 ○議長(堀田勝司議員)

続いて、杉浦光男議員。

No.24 ○4番(杉浦光男議員)

33号議案に賛成いたします。

理由を述べますけれども、その前に、33号議案は建物そのものを目的にしておりますけれども、建物はどうあるべきか、どう考えるべきかということを前提で、そこにかかわる教師がどうあるか。教育というのは、まさに建物だけを問題としても、らちが明きません。そこ

で教える教師がどうあるべきかということを含めて考えていきますと、この建物はいいのか悪いのか、賛成していいのか悪いのかということが浮き彫りになってきます。賛成ですので、その視点で聞いてください。

まず、教育はまさに教え、育てることです。お金がたくさんかかります。これは皆さんもわかっているとおりです。それからもっと言えば、残念ながら即効性がない。きょう10億円使ったから、10億円の価値が明日生み出されるということはありません。だから、豊明の子どもの将来を思って、財政難のときはかなり無理して投資するわけです。それでも前の議員が賛成意見を述べました。委員会でも賛成です。全員一致です。ということは、やはり私たちが豊明の子どものために、将来を背負って立つ子どもたちのために、本当に金をすごく投資しているということなんです。

それから、校舎の内容でいいますと、オープンスペース、ワークスペースとって広い空間をたくさんとるスペース。これは三崎小学校、中央小学校、沓掛小学校ときていますので、沓小は三崎小や中央小に比べて、悪い点が改善されているということは、これは申すまでもありません。教育委員会のご努力によって、かなり改善されているということ、私は一々点検しておりませんが、常識でわかります。

それから、私が何で教師、人をここに登場させたかと言いますと、やはり教育は人なんです。今、建物が問題になって、建物でこれだけ投資して、将来の子どもたちのためにこれだけお金を使うのは賛成だよとやっているけれども、本当に教育は人。私は戦後に青空教室で育って、私より年上の人にはわかると思います。市長は特にわかると思いますけれども、青空教室で勉強しても、ハングリー精神に燃えて立派に、立派とは言いませんけれども、育つんですね。だから、人ということを考えていきますと、やはり教師なんです。

多目的スペースをとっても、そこで指導に心を痛めている子どもがもしかいたなら、教師に物すごく負荷がかかるんです。負荷がかかって、その多目的スペースの利用価値は半減してしまう。だから、願わくば予算をそこに投入していただいて、指導に心を痛める児童がいるとするなら、加配で補助的な教員をつけていただくとか、そういう施策をしていただくことによって、建物がハード面とすれば、ソフト面の教師の働きが加わって、まさにこの予算は生きてくるというように考えますので、ちょっと道から外れた賛成討論になりましたけれども、これは全然外れておりません。本質をついていますので、ご理解をいただいて、よろしく願いいたします。賛成討論にかえます。

以上です。

No.25 ○議長(堀田勝司議員)

続いて、榊原杏子議員。

No.26 ○5番(榊原杏子議員)

議案第33号 工事請負契約の締結について討論をいたします。

勅使台団地の整備発展に伴い、沓掛小の児童数が増え教室が足りない、児童館が遠いなど、問題が生じてきていたものが、今回の増築により解消することになり、喜ばれていることと思います。

ただ、このほかに予定をされている児童館部分の内装や耐震補強工事なども含めると、4億円規模の工事ということになります。財政逼迫の折、また全体ではこの先、児童数は減少傾向の予測の中で、増築が必要としても、なるべく最小限度にとどめるべきであることは、言うまでもありません。

今回の増築部分は、地下1階から地上3階の実質4階建てで、児童館と普通教室9教室分に加え、普通教室の2倍近い面積を持っている多目的スペースを3つ持つことになりました。既に建っているプレハブ校舎が3教室分、取り壊す木造校舎が3教室分、現在特別教室をつぶして対応している分が3教室ということで、不足は9教室分だという説明がありました。また、今後のクラス数の推移については、現在の21クラスがピークのクラス数と予測されていることを考えると、面積的にはやや余裕を持った構成なのかなという印象を持ちました。

現に、単純に1人当たりの面積から不足とされる分にしかついてこない国庫補助については、割合が少ないものとなっています。教育現場も過渡期的状況が続いておりますし、一概に余裕があるから過剰設備だとか、むだだということを申し上げるわけではありませんが、大いに工夫して活用し、幅広い取り組みが行われていくなれば、他校よりも多い多目的スペースというのも、有意義なものとなるだろうと思います。児童館も併設されることですから、これまでにない発想も取り入れて有効活用をされるように望んでおります。

さらに、他校では児童数のピークを超して、クラス数が減ってきてても、何かのために使っているから余裕はない、空き教室は存在しないと、常に言われてきましたけれども、将来ピークを過ぎて空きスペースが発生するときの活用法についても、計画的に考えられますよう要望し、賛成の討論といたします。

No.27 ○議長(堀田勝司議員)

これにて、討論を終結し採決を行います。

議案第33号に係る委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.28 ○議長(堀田勝司議員)

ご異議なしと認めます。よって、議案第33号は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、議案第34号については討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。

議案第34号に係る委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.29 ○議長(堀田勝司議員)

ご異議なしと認めます。よって、議案第 34 号は委員長報告のとおり可決されました。続いて、議案第 35 号についても討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。議案第 35 号に係る委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.30 ○議長(堀田勝司議員)

ご異議なしと認めます。よって、議案第 35 号は委員長報告のとおり可決されました。続いて、議案第 36 号については討論の通告がありますので、発言を許可いたします。毛受明宏議員。

No.31 ○1番(毛受明宏議員)

ただいま、議長よりお許しをいただきましたので、議案第 36 号豊明市有料駐車場条例の一部改正について賛成討論をいたします。

現在、前後駅南の有料駐車場は日々利用者が増し、市民には大変使い勝手のよい駐車場と定着してまいりました。議案対象の公有地は、以前の駐輪場新設に伴い現在利用はされておらず、土地の維持管理で費用を費やすだけでは、大変むだなことと感じております。今回の駐車場整備は公有地有効利用、管理費用の低減、また利用する市民にも有効的なことと思います。今後も市民のため、またこういう公有地があるのであれば、ますますの有効な利用計画を望み、議案第 36 号 豊明市有料駐車場条例の一部改正については賛成といたします。

No.32 ○議長(堀田勝司議員)

これにて、討論を終結し採決を行います。

議案第 36 号に係る委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.33 ○議長(堀田勝司議員)

ご異議なしと認めます。よって、議案第 36 号は委員長報告のとおり可決されました。続いて、議案第 37 号についても討論の通告がありますので順次、発言を許可いたしま

す。

初めに、山田英明議員。

No.34 ○9番(山田英明議員)

議長よりお許しをいただきましたので、議案第37号 豊明市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正について、新政会を代表いたしまして賛成討論をいたします。

勅使台地区 21.2 ヘクタールは、市街化調整区域であるため、開発許可を受けて整備された低層住宅であって、これまで建築協定により良好な住宅地としての環境が保全されてきました。過去3回の地元説明会を行い、全戸 515 戸のうち 433 戸(84%)の同意を得るなど、地域要望も強く、平成 19 年3月 15 日の都市計画審議会において承認されたものであります。

また、この地区内においては、建物の形態又は意匠の制限並びに建築物の容積率の最高限度について、不適格な建物はなく、平成 22 年 12 月 28 日をもって建築協定の有効期限が終了する前に、引き続き良好な住宅地として環境を継続的に保全することが必要と考え、議案第 37 号 豊明市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正については賛成といたします。

No.35 ○議長(堀田勝司議員)

続いて、杉浦光男議員。

No.36 ○4番(杉浦光男議員)

委員会でも申しましたし、山田議員が今申されたように、内容はやや重複するかと思いますが、念を入れて賛成の討論をいたします。

要は、まちづくりに地域あるいは市民が参加する。今回の勅使台の問題は、建築協定があって、それを 10 年で更新して、平成 22 年に 10 年たつよと。そうするともうだめだから、それを前もって、今年 19 年ですから、19 年で地区計画に建築基準法に基づく、そして市の方で案をつくって出す、条例化する建築協定に変えようということですけども、その視点というか本質は、地域住民が自分たちのまちは自分たちである程度つくろう。自分たちの住んでいる身近な地域は、自分たちでつくろうというところに私は大きな視点、意義を見出していると思うんです。

先ほども申されたように 515 軒あって、433 軒、84%の賛成ということです。だから今の勅使台の住宅のありようは、よしこれでいいよと、大体こういうふうでいこう。末永く大体こんな感じでいこうということなんですよ。

そして、私は常々思っているんですけども、この沓掛地区、山田、山新田、勅使台、徳田、このラインが、大きなことを言うと豊明の生命線じゃないかなと。市長もおりますので、

今後いろんな意見をお聞きしたいけれども、生命線じゃないかなと。そういうふうを考えますと、この勅使台の地区計画はその一里塚というか第一歩で、どういうふうを考えていったらいいかなということの本当の第一歩というか、そういうふうにもなる視点がある。

そして、住民が自分たちの地域の住環境を維持していこうという熱意で、地区計画を市と相談しながらつくられていく、条例化するということですので、大賛成です。何も否定したり、マイナスの要因はありません。賛成いたします。

以上です。

No.37 ○議長(堀田勝司議員)

これにて、討論を終結し採決を行います。

議案第 37 号に係る委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.38 ○議長(堀田勝司議員)

ご異議なしと認めます。よって、議案第 37 号は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、議案第 38 号については討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。

議案第 38 号に係る委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.39 ○議長(堀田勝司議員)

ご異議なしと認めます。よって、議案第 38 号は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、議案第 39 号については討論の通告がありますので順次、発言を許可いたします。

初めに、前山美恵子議員。

No.40 ○13番(前山美恵子議員)

議案第 39 号 平成 19 年度豊明市一般会計補正予算(第1号)について反対の討論をいたします。

1999 年から行われていた定率減税が今年度から廃止をされ、それに伴い減税補てん債や減税補てん特例交付金など、国の補てん措置がなくなりました。しかし、同時期に導入された恒久的減税の補てん措置について、たばこ税の一部移譲については継続をされますが、その他については交付税措置になりました。交付税措置といっても、このところ交

付税は削減され続け、財源保障の意味を持っておりません。また、不交付団体については、そのまま減収になりますが、不交付の経過措置として今回、特別交付金制度を新たに作り、3年間に限って2,000億円ずつ交付するとされたものであります。

このように見ていきますと、国の責任で行っている恒久減税による減収分を、本市が補てんをすることになります。しかも、この恒久減税は大企業や高額所得者を優遇する内容であることも問題であります。減収分を補てんするのは国の責任ですべきであります。また、減収分と特別交付金の額が一致するものかどうか、根拠は明らかではありません。さらに、3年後にはこの特別交付金も廃止されることになり、恒久減税の減収分は、本市が全額負担をすることになります。このように国の責任を放棄し、地方に押しつけるやり方に納得はできないことから、反対であります。

なお、今回の補正予算でシステム変更について感じたことは、国のIT自治体構想が形を変えた公共事業であるということを実感しました。

また、来年度から始まる前期高齢者、後期高齢者の保険事業関連の機器使用がありますが、一律年金月額1万5,000円からの徴収が始まりますが、この点について高齢者の生活を十分配慮していただきますよう、要望をしておきます。

以上です。

No.41 ○議長(堀田勝司議員)

続いて、平野龍司議員。

No.42 ○8番(平野龍司議員)

議長の指名がございましたので、議案第39号 平成19年度豊明市一般会計補正予算(第1号)について、新政会を代表して賛成の立場で討論をいたします。

今回の補正予算は、3,137万3,000円を補正増とするものであり、その中身は大半が電算関係であります。当初予算成立後、余り時間がたたない6月定例会での補正予算ということで、初めは疑問を感じました。これは後期高齢者関連の医療制度改正の詳細が3月になってわかったこと、国や県からの情報が遅かったため、やむを得ないと思います。

そして、市の基幹業務システムと広域連合との情報のやりとりが単体ではなく、基幹業務システムを通して行うということが判明したため、今年度のシステム改修を行うことにより、1,700万円の経費節約ができること。また、電算以外の教育費の史跡等環境整備工事費も、沓掛城址公園の身体障害者用トイレの放火があり、修理のためであり、これもやむを得ないと考えます。

今回の補正の説明を受けても、なかなか理解するのが難しくなっております。来年度予算からはわかりやすく改善されることを期待しまして、討論を終わります。

No.43 ○議長(堀田勝司議員)

続いて、月岡修一議員。

No.44 ○21番(月岡修一議員)

それでは、ルネッサンスを代表いたしまして、議案第 39 号 平成 19 年度豊明市一般会計補正予算(第1号)に賛成の立場で討論を申し上げますが、当局の皆さんには厳しい要望をご理解いただくことが必須であります。

今般の補正金額はOA機器借上料、電算機器借上料、電算機器等使用料等々、このような項目が主役になっております。私は今回の厚生常任委員会において、初めて委託事業費の1時間当たりの基本的な賃金を知ることができました。個人的には事業の性格から勘案して、1時間当たりの 3,700 円や 4,000 円の金額設定は、さほど高額な金額設定ではないと委員会でも発言をいたし、賛成討論をいたしました。

しかし、それが予算総額すべてを適正な予算金額であると認識できているわけではありません。1時間当たり 3,700 円と 4,000 円の2種類の金額設定は、確かに容認いたしました。しかし、人件費の基本計算の一つであります労働時間の算出までを安易に容認するまでには、残念ながら私の知能は発達をいたしておりません。

さらには、豊明市の近未来の財政状況を考えた場合、職員の皆さんには厳しい姿勢を求めざるを得ません。簡単に申し上げれば、説明にありましたような 1,000 時間を超える作業時間や、数百時間に及ぶ作業時間が、果たして豊明市のシステム変更作業として適正な時間設定であると判断をし、理解をしているわけではないということを、まずご理解ください。

このような発言をいたしますと、職員の皆さんには私の発言はまことに嫌らしい発言と映るかもしれませんが、あえて申し上げます。この発言の要因は、市長が世界の大企業であるトヨタ自動車の出身であること。電算機器に精通し、実際に電算事業にかかわる経営者として、利益を求める事業を運営していた事実があること。そして、たぐいまれな才能を有する方であること、それらを認識いたしているからであります。そうであるからこそ、正面きって厳しい討論を申し上げているわけです。財政改革の起因は市職員の意識の問題と、市長も認識をされているわけですから、庁舎全体で取り組む問題であり、どこの課においても常に財政安定化に向けて意識を集中していただき、業者と常に対峙した姿勢を失うことなく、行政の一員として熱意と誇りを持った行動をされることを強くお願いをいたすわけです。

世界のトヨタは限りない改革、改善を追求し実践した結果、現在、世界の超優良企業となったわけですから、当然ながら市長の選挙公約で示された考え方をご理解の上、職員の皆さんが日々努力を傾注して、財政安定化に向けて限りない努力をしていただきたいと、厳しい要望を添えさせていただくことを条件とするとともに、職員の皆さんの積極的な意識改革への取り組みに大きな期待を寄せながら、議案第 39 号に対し賛成討論とさせていただきます。

No.45 ○議長(堀田勝司議員)

続いて、榊原杏子議員。

No.46 ○5番(榊原杏子議員)

議案第 39 号について討論をいたします。

補正予算歳出のうち、大部分を占めるのは基幹系業務システムの更新とその関連費用ですが、10月にスタートする後期高齢者の広域連合のためのシステムに同調するため、国からの使用についての通知が遅くなったこともあり、6月補正で対応するという時期の問題については、やむを得ないことと判断をいたします。

ただ、今回の補正のうち、システム改修関連の費用は1,800万円ほどであるものの、これは5年リースのうちの半年分というものが多く、5年間の総額では1億3,000万円ほどに上ることとなり、その是非を問われるに等しいことになったわけです。しかし、大変高額であるにもかかわらず、1億3,000万円の中身について、そもそもシステムのパッケージ部分が幾らであって、当市に合わせたカスタマイズの費用がどれだけかかり、5年間の保守点検には幾ら、現在のシステムから移行するための準備費用がどれだけなどの内訳について、残念ながら示していただけず、全体像をよく把握することができませんでした。理解を得るためにはしっかり説明責任を果たされる必要があります。重要性をよく認識していただきたいと思います。

電算関係の予算が細分化されて、各課に割り振られている現在の方式では、トータルの費用がわかりにくく、またOA機器等借上料、電算機器等使用料、機器借上料等々、費目の上げ方も一定の基準がなく、かねてより問題が指摘されてまいりました。このたび、市長からも来年からは極力わかりやすくすると答弁があり、大変心強く思い、今後の改善に期待をしております。

また、今回のバージョンアップに伴い、選挙人名簿の作成を委託していたものを引き上げ、自庁処理に切りかえることとなりましたが、そうすると今後は年間、約75万円の委託料の節減になるのかと思いきや、システムの使用料に毎年93万円ほどかかるということで、加えて職員の手も煩わすことになるのですから、得なのか損なのか、委員会で何度も確認するはめになりました。定時登録以外の各選挙時の登録や、期日前投票との照合では、大幅な事務量軽減につながるなど、ほかのメリットもあるそうですから、それがどの程度であって、トータルでどのようによいことであるのか、誤解を受けないような説明をしていただきたいと思います。

そのほか、これまで各課で窓開き封筒の窓の位置がばらばらであったため、それぞれの書式を持っていたのが、これにより統一を図れることや、サーバー以外のハード機器に関してはリース料に含ませず、別途調達して節減を図るなど、指摘されてきた問題の改善につながる点もあるようです。短い準備期間となりますが、この先長く使うシステムのことで

すから、コストも人手も余計にかかり続けるなどということのないよう、よく見きわめて、個々の選択をしていただくよう要望し、賛成討論といたします。

No.47 ○議長(堀田勝司議員)

これにて、討論を終結し採決を行います。

議案第 39 号に係る各委員長の報告は可決であります。

本案は各委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

No.48 ○議長(堀田勝司議員)

賛成多数であります。よって、議案第 39 号は各委員長報告のとおり可決されました。

続いて、議案第 40 号についても討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

山盛左千江議員。

No.49 ○6番(山盛左千江議員)

議案第 40 号 平成 19 年度豊明市国民健康保険特別会計補正予算(第 1 号)について賛成の討論をいたします。

国保法が改正され 65 歳から 74 歳、前期高齢者の国保税も年金から天引きされることになりました。これは後期高齢者医療制度の導入により、75 歳の保険料天引きにあわせて改正が進められていくものとお聞きいたしております。

今回の国保の修正は、天引きのための徴収システム改修費、1 億 1,000 万円が主なものであります。このことにより、前期高齢者の約半数が天引きの対象となる見込みとのことでした。本市のこの層の収納率は 97.8%と、もともと高いとお伺いいたしました。今回の法改正の目的は、収納率のアップというものがあったということですので、本市においてはこの目的は既に達成されており、多額のお金を投じてシステムを導入しても、さほどの効果はないに等しいと思われる状況にあります。とはいえ、自治体の裁量が許されていない限り、法律に従うしかないわけでありますので、介護保険料、国保税に加え、高齢者の世帯からいや応なしに天引きされ、影響の出る世帯は少なからずあると思われまます。導入に当たっては、生活状況への配慮を怠らず、困っている方には親切に相談できるよう、準備を整えていただきたいと要望しておきます。

また、補正額の積算については、先ほどの討論にありましたように、一般会計の基幹事務系のシステムバージョンアップと同様に、今回の収納システムの改善についても、理解しがたい説明がありました。例えば、基幹システムの方については、時間単価 3,700 円掛ける必要時間数というふうに説明がありましたが、国保については、日額 4 万円掛ける必要日数ということで積算がされておりました。作業内容がデータの変更という専門的な作業も、データ移行といういわゆる単純作業も、同じ 3,700 円の時間単価を採用しているとの

ことでした。国保については日額4万円ですので、時間単価は5,000円になるわけですが、この3,700円と5,000円の差はどうして生じるのかということについての説明も、高度な設計なのでということではありましたが、その根拠については大変あいまいに感じております。同じ委託先でありながら、企画課が一括で契約するというのに、どうして積算方法が違うのか、不思議に感じております。

また、必要日数についても、業者の言いなりになっているのではないかと。簡単な作業は割り増し、逆に単純作業は割り引いて時間を積算しているという説明がありました。この点についても、今後作業内容と時間が適正であるのか。他市町も同様の変更をしていると思われるので、契約前に十分調査をしていただき、適正な契約とされますよう要望して、賛成討論といたします。

No.50 ○議長(堀田勝司議員)

これにて、討論を終結し採決を行います。

議案第40号に係る委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.51 ○議長(堀田勝司議員)

ご異議なしと認めます。よって、議案第40号は委員長報告のとおり可決されました。続いて、議案第41号については討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。

議案第41号に係る委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.52 ○議長(堀田勝司議員)

ご異議なしと認めます。よって、議案第41号は委員長報告のとおり可決されました。

以上で日程3を終わります。

日程4、議会閉会中における各常任委員会の継続調査についてを議題といたします。

豊明市議会会議規則第104条の規定により、各常任委員長より議会閉会中の継続調査申出書が提出されました。

お諮りいたします。お手元に配付いたしましたとおり、各常任委員長からの申し出による議会閉会中における各常任委員会の継続調査事項について、平成20年5月まで議会閉会中もこれを調査、研究することを許可したいが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.53 ○議長(堀田勝司議員)

ご異議なしと認めます。よって、お手元に配付いたしました調査事項について、平成 20 年5月まで議会閉会中もこれを調査、研究することに決しました。

以上で日程4を終わります。

ここで、昼食のため午後1時まで休憩といたします。

午前11時38分休憩

午後1時再開

No.54 ○議長(堀田勝司議員)

休憩を解き、休憩前に引き続き会議を進めます。

お諮りいたします。お手元に配付いたしましたとおり、動議第2号が提案されておりますので日程に追加し、直ちに議題といたしたいが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.55 ○議長(堀田勝司議員)

ご異議なしと認めます。よって、動議第2号 特別委員会の設置及び議会閉会中の継続審査についてを日程に追加し、直ちに議題といたします。

なお本日、提案者が欠席をされておりますので、賛成者より提案理由の説明を求めます。

松山廣見議員、登壇にて説明願います。

No.56 ○15番(松山廣見議員)

議長のご指名をいただきましたので、ただいま議題となりました動議第2号 特別委員会の設置及び議会閉会中の継続審査について提案説明を申し上げます。

まず初めに、安心・安全まちづくり対策特別委員会についてであります。付託事項①として防犯対策に関する調査、付託事項②として地震対策に関する調査・研究。これら2つの付託事項を掲げて安心・安全まちづくり対策についての調査を付託するもので、定数 11 名による特別委員会を設置することを提案するものであります。

次に、とよあけ元気まちづくり対策特別委員会についてであります。付託事項①として第二東名高速道路豊明インター周辺整備・開発に関する調査。付託事項②として商工業活性化と企業誘致の推進に関する調査・研究。付託事項③として県道名古屋岡崎線周辺開発に関する調査・研究。付託事項④として地産地消、産直、農業振興に関する調査・研究。これら4つの付託事項を掲げてとよあけ元気まちづくり対策についての調査を付託す

るもので、定数 11 名による特別委員会を設置することを提案するものであります。

最後に、ただいまご提案を申しあげました2つの特別委員会につきましては、その目的を円滑に推進するため、閉会中も調査活動を行う必要がありますので、閉会中の調査の付託についても、あわせて提案をするものであります。

なお、この動議第2号につきましては、会派会議において十分にご協議をいただき、議会運営委員会でご賛同をいただきましたので、ここに提案を申しあげるものであります。

以上のとおり、地方自治法第 110 条第4項及び豊明市議会委員会条例第6条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであり、よろしく審議の上、議決賜りますようお願いを申し上げます。提案説明といたします。

以上で終わります。

No.57 ○議長(堀田勝司議員)

ご苦労さまでした。

以上で提案理由の説明を終わり、直ちに質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

(進行の声あり)

No.58 ○議長(堀田勝司議員)

これにて、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は議員提出案件でありますので委員会付託を省略し、直ちに討論・採決に入りたいが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.59 ○議長(堀田勝司議員)

ご異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略し、直ちに討論・採決に入ります。

討論のある方は挙手を願います。

(進行の声あり)

No.60 ○議長(堀田勝司議員)

これにて、討論を終結し採決に入ります。

動議第2号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.61 ○議長(堀田勝司議員)

ご異議なしと認めます。よって、動議第2号は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。ただいま設置されました各特別委員会の委員の選任についてを日程に追加し、直ちに議題といたしたいが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.62 ○議長(堀田勝司議員)

ご異議なしと認めます。よって、ただいま設置されました各特別委員会の委員の選任についてを日程に追加し、直ちに議題といたします。

各特別委員会の委員の選任につきましては、あらかじめご協議をいただきました結果に基づき指名いたします。

お諮りいたします。各特別委員会の委員は、豊明市議会委員会条例第7条第1項の規定により、お手元に配付いたしました特別委員会委員選任表のとおり指名いたしたいが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.63 ○議長(堀田勝司議員)

ご異議なしと認めます。よって、各特別委員会の委員は、お手元に配付いたしました特別委員会委員選任表のとおり選任することに決しました。

(議長の声あり)

No.64 ○議長(堀田勝司議員)

山盛左千江議員。

No.65 ○6番(山盛左千江議員)

全国都市問題会議抜け出し調査特別委員会の設置を求めて、休憩の動議を出したいと思えます。

議長のお取り計らいをよろしく願いいたします。

No.66 ○議長(堀田勝司議員)

ただいま選任されました各特別委員会の委員長及び副委員長を互選するため、及びただいま提案のありました動議を文書にて提出していただくため、この際、暫時休憩といたします。

午後1時7分休憩

午後1時27分再開

No.67 ○議長(堀田勝司議員)

休憩を解き、休憩前に引き続き会議を進めます。

休憩中に各特別委員会が開催され、委員長及び副委員長が互選されましたので、事務局長をして氏名を朗読させます。

川村議会事務局長。

No.68 ○議会事務局長(川村敏治君)

朗読いたします。

安心・安全まちづくり対策特別委員会 委員長 前山美恵子議員、副委員長 村山金敏議員。とよあけ元気まちづくり対策特別委員会 委員長 坂下勝保議員、副委員長 石川清康議員。

以上です。

No.69 ○議長(堀田勝司議員)

ただいま、各特別委員会で互選されました正副委員長さんにはご苦労さまですが、よろしく願いいたします。

さらに、休憩中に議会運営委員会が開催されておりますので、その結果を副委員長より報告を願います。

松山議会運営副委員長。

No.70 ○議会運営副委員長(松山廣見議員)

議長よりご指名がありましたので、議会運営委員会の審議結果についてご報告を申し上げます。

先ほど、休憩中に動議第3号の提出がありましたので、その取り扱いについて議会運営委員会を開催し協議をいたしました。

その結果、動議第3号を直ちに日程に追加し、議題とすることといたしました。

以上で議会運営委員会の報告を終わります。

No.71 ○議長(堀田勝司議員)

ご苦労さまでした。

ここでお諮りいたします。お手元に配付いたしましたとおり、動議第3号が提出されましたので、直ちに日程に追加し、議題といたしたいが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.72 ○議長(堀田勝司議員)

ご異議なしと認めます。よって、動議第3号を直ちに日程に追加し、議題といたします。
提案者より登壇にて提案理由の説明を求めます。
山盛左千江議員。

No.73 ○6番(山盛左千江議員)

それでは、動議第3号について提案説明をさせていただきます。

まず、昨日それから本日、多くの新聞報道があったことは、皆さんご承知のことと思います。市民オンブズの方たちが伊藤 清議員を公職選挙法違反の容疑で愛知県に告発されたことが、多くの報道機関により市民に知らされたことと思います。本当に市民の皆様にはご迷惑をおかけしております。私がおわびをするのもおかしいのですけれども、この場をおかりしまして、一言申し上げておきたいと思いました。

そのことに際し、本日が6月議会の最終日でありますので、9月議会まで日にちを待つことなく、できるだけ早く議会としての責任を全うしたいと思い、今回の動議提出に至りました。時間的余裕のない中で、皆さんに決断していただくこととなりますことを、まずおわびを申し上げたいと思います。それでは、内容に入ります。

全国都市問題会議抜け出し問題調査特別委員会の設置及び議会閉会中の継続審査について提案いたします。

これは、豊明市議会会議規則第16条の規定により提出するものであります。

平成19年6月22日、議長に対して提案者 山盛左千江、賛同者として榊原杏子議員の名前を書かせていただきました。

提案理由としては、地方自治法第110条第4項及び豊明市議会委員会条例第6条の規定により、議会の議決を求める必要があるため提出いたしました。

内容については、1枚おめくりください。

特別委員会の名称は、全国都市問題会議抜け出し問題調査特別委員会。付託事項としては、まず1つ目に、富良野観光疑惑議員の平成18年7月19日から21日の行動に関する調査について。2つ目は、議会の説明責任のあり方について。3つ目として、その他関連する問題の調査についてを挙げさせていただきました。

委員の定数といたしましては、本特別委員会の委員の定数を7名とさせていただきます。

調査期間は、本特別委員会の調査が終了するまで継続し、閉会中も調査することができるといことで提案をさせていただきたいと思います。

提案説明ですけれども、昨年9月、政務調査費により全国都市問題会議に参加した議員の会議抜け出し、富良野観光疑惑が報じられ、大きな問題となりました。ラベンダー畑で撮影された写真や、レンタカーの明細書の存在が明らかになり、当時の4会派で議長に公開質問状を提出し、真実を明らかにするように求めました。

議長は富良野観光を否定し、その写真は2年前、2004年の7月上旬、プライベートで行ったときのものである。ラベンダー畑の写真の服装と都市問題会議の服装が同じなのは偶然である。レンタカーは一議員が私用で使ったと聞いているとコメントいたしました。それらは新聞記者の取材でも同様にコメントしており、一昨年9月27日、28日等の新聞でも報道されております。

しかし、昨日6月21日及び本日22日のマスコミ各社の報道によりますと、富良野で撮影された写真の中に、2004年7月には販売されていない車が写っていた。また、ラベンダー畑で記念撮影した写真の背景を、一般公開されている観光用のホームページと照合したところ、2006年、2007年に撮影したものと、この写真とが一致していることが確認できたというもので、富良野観光の疑いが濃厚になったというものでした。このことにより、昨年の公開質問状への回答、マスコミへの発言と食い違いが生じ、議会として真相を究明する必要性を感じました。

委員会の定員は、富良野観光疑惑の対象議員を除き、議会で設置されました豊明市議会改革推進協議会委員の選出基準をもとにして7名といたしました。

政務調査費の不正は、全国各地で発覚しておりまして、マスコミ報道も絶え間がないほどで、市民の政治への不信の原因になっていると思います。

伊藤議員の公職選挙法違反の取り調べは、今は警察の捜査の行方を見守るといたしましても、会議をいつ抜け出し、一体何をしていたのか。税金である政務調査費の用途の事実を、議員みずからが調査し、市民に説明責任を果たすことは、議会にかけられた責務であると考えております。議会の信頼回復と再発防止につなげることは、大変重要なことです。

議員全員のご賛同をお願いし、特別委員会の設置の説明とさせていただきます。

No.74 ○議長(堀田勝司議員)

ご苦労さまでした。

以上で提案理由の説明を終わります。

本案は議員提出案件でありますので、委員会付託を省略し、直ちに質疑・討論・採決に入りたいが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.75 ○議長(堀田勝司議員)

ご異議なしと認めます。

質疑のある方は挙手を願います。

(進行の声あり)

No.76 ○議長(堀田勝司議員)

これにて、質疑を終結いたします。

初めに、反対討論のある方は挙手を願います。

平野敬祐議員。

No.77 ○11番(平野敬祐議員)

本提案でございますけれども、ご存じのとおり2期以上の方についてですけれども、昨年、平成18年9月29日、政治倫理等調査特別委員会が立ち上がりました。この調査の中で当然、この都市問題会議も委員会の中で十分調査しております。今回の報道について私が承知している限りでは、選挙のはがきに関しての虚偽報告の疑いという認識をしております。選管及び所管の機関にて調査すべきと考えておりますので、本特別委員会の設置については反対といたします。

以上です。

No.78 ○議長(堀田勝司議員)

続いて、賛成討論のある方は挙手を願います。

杉浦光男議員。

No.79 ○4番(杉浦光男議員)

賛成とっていいか、非常に失礼なんですけれども、私は新人議員ですので、今、皆さん、議場から出られたというのは、正直って意味もわからなくて、これは自分の勉強不足で申しわけない。出ていった方たちというのは、判断を保留、留保された方という意味ですよね。私自身のそれは問題です。

それで、私は新人議員ですので、今までの経緯はわかりません。今までの経緯はわかりませんが、やはり伊藤議員は説明責任を果たすということ、これは絶対しないといかん。私らは例えば市の職員の方によく説明責任を求めますね。やっぱり議員自身も説明責任は果たさないといかんというふうに私は思います。

そして、これは行ったか行かなかったのか、事実の一つしかないわけですので、本当に行かなかったのならば、みずから進んで説明責任を果たす。私は伊藤議員の名誉を回復したいというくらいに思っているんですよ。伊藤議員が説明してくれて、そして本当に行っていないんだったら、伊藤議員を守って、世間がどう騒ごうと伊藤議員の名誉を守らないといかん。そうしなければ、議会の威信が地に落ちてしまう。これをもし中途半端な形で、あるいは臭いものに蓋をするというような形でするならば、市民から見て議会への信頼はやっぱりやや、ややか、どのくらい低下するかわかりませんが、議会は大事なことないぞというふうに私は見られると思います。

だから、真実は一つですので、それをきちっと説明責任を果たして行く。そして、それが白ならば、私らは本当に守らないといかん。私はそういうふうに思います。

ですので、私としては新人議員で、今までの経緯はわかりませんので、今、平野議員の方からしかるべきお話がありましたけれども、一遍、伊藤議員にお話を聞きたいというふうに思います。

そういう意味で、それに特別委員会というものが一番合致した場所なのかどうかということとは、もう少し私自身も検証しないといかんけれども、少なくともこれで、まあきょうで議会が終わってさようならというふうでは、私は議員としてやっぱり自分自身がたるかったなというふうになりますので、自分自身を高めるためにも、説明責任を受けたい。そういう意味で、ちょっと括弧書きの賛成ですけれども、賛成の討論にかえさせていただくと、そういう意味であります。

以上です。

No.80 ○議長(堀田勝司議員)

ほかにございませんか。

ないようでありますので、これにて討論を終結し採決に入ります。

動議第3号は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

No.81 ○議長(堀田勝司議員)

賛成少数であります。よって、動議第3号は否決されました。

以上で今期定例会に付議されました案件の審議はすべて終了いたしました。

ここで、収入役より発言の申し出がありますので、これを許可いたします。

辰野収入役。

No.82 ○収入役(辰野勝五君)

貴重なお時間をいただきまして、ありがとうございます。

退任に当たりまして、一言お礼を申し上げたいと思います。

昭和40年当時、豊明町役場でございましたが、入庁いたしまして、この方以来42年間、お世話になりました。職員時代の職歴は、俗に申します管理畑と事業畑の仕事がほぼ半々であったと思っております。

それぞれの仕事にさまざまな思い出がございますが、中でも都市計画課時代、伊勢湾岸自動車道、瀬戸大府東海線の拡幅、こういった都市計画決定に向けて、毎日のように地元の方とお話をさせていただき、どうにか豊明市だけが取り残されずに都市計画決定にたどり着けましたこと。また現在、大変大きな課題となっております少子高齢化の問題でございますが、そうした問題の事務所掌に当たります児童課長、民生部長を経験できましたことは、市民の皆様にいささかでもお役に立ったのではないかというふうに思っております。

す。また、この経験は後々の仕事に大きな自信にもなりました。

今年の4月初旬、思いもよらぬ病魔に冒され、入院等の治療に専念させていただきました。まだまだ完全ではございませんが、つくづく健康のありがたさを実感いたしました次第でございます。

間もなく退任いたしますが、議会の皆様や市民の皆様に心より感謝を申し上げます。そして、議会のますますの発展と議員の皆様方のご活躍を心よりお祈り申し上げて、ごあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

No.83 ○議長(堀田勝司議員)

辰野収入役におかれましては、職員の時代を含めまして長年にわたり本市の行政に携われ、多大なご尽力を賜りましたことに、議会を代表して改めて敬意と感謝を申し上げます。

今後とも豊明市の発展のために、お力添えをいただきますようお願いを申し上げます。大変ご苦労さまでした。

市長よりあいさつを願います。

No.84 ○市長(相羽英勝君)

議長よりお許しをいただきましたので、一言閉会に当たりごあいさつを申し上げます。

今定例会にご提案を申し上げました議案につきましては、先ほど来、全案件とも可決、ご承認を賜りまして、深く感謝とお礼を申し上げます。

5月に臨時議会がございましたが、この6月の定例会が、私にとりましては最初の議会であったと思っております。自分自身の不慣れさもありまして、また議員の皆様方には格別なご理解とご協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、本年はご承知のとおり市制35周年を記念する年でもございます。また、今月はNHKの公開放送、また8月1日には文化会館におきまして記念式典の挙行など、数々の記念事業を計画させていただき、議員の皆様、また市民の皆様とともに、市制35周年を祝ってまいりたいと思っております。多数の皆様方のご参画、ご協力をお願いいたしたいと思っております。

また、今年は梅雨に入ったとはいえ、先週末からは雨も余り降らなく、毎日暑い日が続いております。夏は酷暑になるという予想がされております。したがって、水不足や農産物への被害がない年でありたいと願っております。この議会終了後は、間もなく梅雨が明け、夏本番の暑い日がやってまいりますので、議員の皆様方、市民の皆様方も十分ご自愛していただきながら、ますますのご活躍を祈念申し上げて、閉会のあいさつとさせていただきます。どうもありがとうございました。

No.85 ○議長(堀田勝司議員)

ご苦労さまでした。

長期間にわたるご審議、まことにご苦労さまでした。

これにて、平成 19 年豊明市議会第 2 回定例会を閉会いたします。

午後 1 時 49 分閉会

copyright(c) Toyoake City.